

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

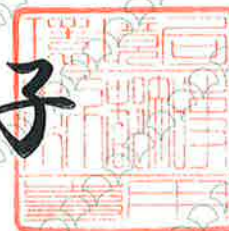
住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備  
代表取締役 廣田 健史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

# 小池百合子



許可の年月日 令和 2年 6月 9日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 8日

## 1 事業の範囲

(1) 収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油(焼却可能なものに限る。)、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類(積替え保管に係る限定は裏面のとおり)

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上6種類)

## 2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 7年 6月 9日 新規許可

令和 2年 6月 9日 更新許可 第5回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-10-030285号

## 2 積替え保管施設

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

面積：671m<sup>2</sup>

最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保管量		
木くず	コンテナ1台	8.0	m <sup>3</sup>
がれき類	コンテナ1台	1.0	m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	コンテナ1台	1.0	m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（水銀電池、空気亜鉛電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ1台	0.04	m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶3本	0.88	m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	コンテナ1台	0.24	m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	ドラム缶1本	0.2	m <sup>3</sup>
	コンテナ3台	3.45	m <sup>3</sup>
保管量合計		14.81	m <sup>3</sup>

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

面積：267m<sup>2</sup>

最大保管高さ：1.08m

産業廃棄物の種類	保管量		
がれき類	コンテナ1台	1.0	m <sup>3</sup>
保管量合計		1.0	m <sup>3</sup>

(以下余白)